

# 愛媛県土地家屋調査士会事業共催規程

## (目的)

**第1条** この規程は、愛媛県土地家屋調査士会（以下、調査士会という）が、公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び一般社団法人瀬戸内公共嘱託土地家屋調査士協会（以下、公嘱協会という）と事業を共催することについて必要な事項を定め、適正な運用をはかることを目的とする。

## (事業の内容)

**第2条** 共催する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 各種研修会
- (2) 登記基準点測量成果管理等（事前相談、成果確認及び成果管理）
- (3) 街区基準点及び登記基準点の維持管理
- (4) その他、調査士会と公嘱協会が共催して行うべき事業

## (事業計画及び人員)

**第3条** 共催する事業は、原則、下記の通り共同して計画するよう努めるものとする。

- (1) 各種研修会は、調査士会が研修計画を立案する場合は、公嘱協会に意見を求める。
- (2) 登記基準点測量成果管理等は、両会共に人員を選任し協力するものとする。
- (3) 街区基準点及び登記基準点の維持管理は、両会共に人員を選任し協力するものとする。
- (4) その他、調査士会と公嘱協会が共催して行うべき事業においても、両会共に人員を選任し協力するものとする。

## (事業費の支出)

**第4条** 共催する事業の支出は、調査士会と公嘱協会が別途協議の上、定めるものとする。

この会計の執行につき必要な事項で本規程に定めのない事項については、会計規程の定めるところによる。

## (規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

## (施行期日)

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。